

令和元年度

第2回 豊川市立小・中学校通学区域審議会 議事録

日時 令和元年10月30日(水)
午後1時30分から午後2時45分まで
会場 音羽庁舎 研修室

■出席者

(委員)

内藤 久照 (豊川市小中学校PTA連絡協議会 会長)
柴田 幸 (豊川市立牛久保小学校 PTA 女性部長)
北郷 綾 (豊川市立天王小学校 PTA 女性部長)
小野 清隆 (豊川市小中学校長会 会長)
波多野 慎次 (豊川市立牛久保小学校 校長)
大川 豊蔵 (豊川市立天王小学校 校長)
松平 貴佳 (豊川市立南部中学校 校長)
林 繁 (学識経験者)
荘田 雅信 (牛久保4区 区長)
安藤 博文 (正岡町内会 会長)

(事務局)

豊川市教育委員会 教育長 高本 訓久
豊川市教育委員会 教育部長 原田 潔
豊川市教育委員会 次長(兼)学校教育課長 河原 克明
学校教育課 主 幹 小林 和弘
学校教育課 課長補佐 山口 光
学校教育課 学事係長 野田 安広

■議題

- (1) 通学区域の変更の可否について
- (2) 豊川市教育委員会への答申(案)について
- (3) その他

■会議内容

1 あいさつ

高本教育長よりあいさつ

2 議題

(1) 通学区域の変更の可否について

【学校教育課課長補佐 資料1にて説明】

委員の審議については、次のとおり。

(会長)

この説明に基づいて、今から審議を進めていくわけですが、今の説明の中で、もう少し聞いておきたいとか、質問という点がありましたら出してください。

(会長)

通学に関する点について、一つだけ質問をさせていただきます。

4番目にあたる場所の北上した151号の交差点については、安全性が高いと考える。と書かれています。根拠はありますか。

(事務局)

この点については、前回の審議会でのご発言を拾わせていただいたものです。現地を確認しますと、交差点には、ガードパイプであったり、信号があったり、横断歩道の途中にもガードパイプがあったりしていますので、そのような発言につながっているものと思います。

市の道路河川管理課に確認をしたところ、交差点としては一応の安全対策が終了しているというお話でした。

(会長)

他に質問がなければ、ご意見を承ってまいりたいと思います。

事務局がまとめた資料1にある大きな3点について、順番にみていきたいと思えます。

まず、町内会活動・地域づくりに関することについてのご意見があれば、いただきたいと思えます。

(委員)

質問になってしまうかもしれませんが、町内会といったときに、区画は正岡町という町名ですが、校区を編成する時には、牛久保町城下としてしまってもいいのでしょうか。勝手にそういうことができれば、牛久保町の町内会のように分かりがいいと思いますが。そこはどうでしょうか。

(委員)

今、正岡町の住所で、牛久保4区に入っている方もいます。

(委員)

現状は正岡町のままで、牛久保の町内会に入っているということですね。特に必要がなければ、大丈夫です。

(会長)

町名変更は、特に行わないということでもいいですね。

(委員)

この区画に、実際に入居が始まるのは、いつからでしょうか。2020年からすぐに入るのか、実際は区画を作っている途中で、もっと後なのか、分かっていたら教えてください。

(事務局)

今年の夏ごろに開発を手掛けている業者へ質問をしました。当初は、夏ぐらいに動きがあると聞いていましたが、結論的には、今年度末ぐらい、3月、4月ごろに早ければ家が建ち始めるのではないかというペースのようです。

実際に建て始めると、そこから数か月後に入居となるのではないかという話を聞いております。

(委員)

来年度の途中からということでしょうか。

(事務局)

そのようです。

(会長)

続きまして、通学に関することです。

これについては、たくさん出ています。ご意見、ご質問をお願いします。

(委員)

通学路のことです。国道151号への北上の道は、エイデンがある広い歩道がある道でしょうか、12区画と10区画の間の細い道を北上するのでしょうか。

(事務局)

現在、子どもたちが通る可能性のある道は、2つあると考えます。

資料2をご覧ください。ひとつは、正岡町西深田10区画に隣接し、善光寺橋から北へ伸びた道となります。12区画と10区画の間に、細い道のようなものがありますが、現状、道がございません。牛久保小学校区12区画とイースタイル豊川店との間にある道を北のほうへ歩いていくのが国道151号までの通学路の候補になると考えます。

ただ、善光寺橋から北へ行く道については、現場を見てみますと道路側溝のところまで路肩の線がきております。そこについては、将来的にセンターラインを引く計画があるということで、歩道の確保が難しいという話を聞いております。

一方、12区画のほうに隣接している道については、センターラインを引く予定はないということです。こちらのほうが可能性としては高いのではないかと事務局としては考えております。

通学路につきましては、学校で決定する案件となりますので、事務局としては、提案をする立場だと考えております。

(委員)

分かりました。

(会長)

当初は、善光寺橋が架かっているこの道を通って、子どもたちは、通学するであろうと考え、前回は、そういった内容で受け止めていたと思います。

今の話ですと、歩道の確保が難しいということですので、最初から分かっているのであれば、ここは通学路としてふさわしくないのではないかというふうになるわけです。

そうすると、今、説明のあった3つのうち、3番目の道が可能性としては高いということになります。この道を通って、北上していくと、城下の大きな交差点と高原の交差点の間に出ることになります。

(委員)

区画図にある12区画の方、らーめんごうと12区画の間の一番北側のところに公園ができていて、資料2だと39番地の1のところですか。たとえば、この区画の子どもたちの集合場所がそこになれば、ちょうど集まるのにもいいですし、通学路はまだ先のことですが、先ほどの道を北上して、国道151号にぶつかって、そこから先は交差点がないので、城下の交差点のほうへ行ってしまうと、車などの交通量が多く、パチンコ屋やコンビニがあるため、激しい交通量の所になってしまいます。前に言っていた方へ少し戻るような感じで、国道151号を一宮方向に少し戻り、以前に言った道や交差点を上がっていくのが、通学としては一番いいのではないかと思います。

(委員)

通学時間も前に言ったぐらい15分から20分以内で、信号を待っていても行けるのではないかと思います。

(会長)

もう少し、細かいことが私としては気になります。先ほどの高原の交差点に行こうとすると、横断歩道が2か所あります。そうすると、手前の横断歩道を渡ることとなります。城下側の横断歩道を渡って。そうすると、踏切までの坂道は、左側の道を通ることになるのでしょうか。それともどこかで、右側にわたることとなるのでしょうか。

(委員)

左側を通って、坂道を上がって行って、踏切の手前に十字路があります。そこは、結構、車の往来がありますが、そこに横断歩道があります。その横断歩道で右側に渡り、そしてもう一度、渡辺医院のところにもう一つ横断歩道があり、歩道が切れてしまっていますので、そこで渡って、また左側に渡り、踏切を渡ることになると思います。少し、ややこしいですが。歩道の関係で、ジグザクに動くこととなります。

(会長)

いずれにしても、右側通行をするには、このところがいい通学路になるのではないかと思います。そのところにある横断歩道を渡って、どこで右に行くのかという点が気になりました。

(会長)

その他、いかがでしょうか。

通学に関しては、天王小学校との比較などの意見が多少、出ていたと思いますが、そのこのところについては、これを改善するとなるとなかなか大変なことです。なので、それぞれの学校のやり方をとっていくということになると思いますが、もし、ご意見があればお聞きしたいと思います。

(委員)

通学とのからみもあるかと思いますが、ハザードマップ、洪水のものを見たのですが、たまたまこの地域は、赤色のところに入っていて、天王小学校も浸水地域に含まれます。洪水時、天王小学校は、避難所として不適合のところになっています。そうすると、この地域の子どもたちの避難場所は、牛久保小学校でしょうか。

(委員)

牛久保小学校体育館ですが、今回もそうでしたが、牛久保公民館が最初に避難所として開かれます。その後、大きくなると、牛久保小学校の体育館が避難所になると思われます。まずは、牛久保公民館です。

(委員)

もし、緊急の場合に、保護者がみえずに、子どもだけで避難するとなると、通学路を使う可能性が高いと思いますが、今の通学路の案では、考慮することが必要になることが出てくるのではないかと思います。

直接、小学校で指導されていることかと思いますが。直接、今回の通学区域とは関係のないことかもしれませんが、子どもたちが一体として逃げていくときに、通学路が一番ベースになるものなので、その点も踏まえて、いろいろな配慮がなされることと思いますが。

(委員)

今回、大きな災害もあったものですから、下郷地区と考えると、下から学校へ向かってくると今度は高い方へ動くので、学校へ行く向きについては、避難していく方、安全な高い場所の方へ上がって行くことになります。下校時は、逆に心配です。放水路まではだいぶ距離があるなど、甘い考えかなあと思っていますが。想定外のことが起きることもあります。

(委員)

天王小学校に在籍している時に、洪水の恐れがあった場合には、牛久保小学校の方に避難する形で訓練をしています。

牛久保までは行っていませんが、牛久保の手前のところまで行って、違う道を通って戻る訓練は、毎年やっています。

(委員)

ぜひ、一度、牛久保小学校へお越しください。

(会長)

話は、災害時のところまで広がりましたが、もう一度、図を書きだして、この通学区域のことについては、いかがでしょうか。通学に関して危ない面、心配される面と、こういう形で対策を立てていけば、ある程度のことが確保されるのではないかと、その判断については、多少、委員の皆さんによって違って来るかもしれません。ご意見がありましたら、出していただきたいと思います。

(委員)

今現在、坂の下とか、岸下公園に帰られている子ども、牛久保小学校にいまして、その子どもたちは、どのように帰っているのか。集団下校をしていると思うんですけども、緑のベストを着たボランティアの方についてもらうのが一番いいと思います。保護者も動きやすいとなれば、近い、ほぼ北上する牛久保小学校の方が近いですし、子どもたちの負担を考えると、坂もありますし、登校時間が短い方がいいと思ったりもします。時間が短くなれば、不審者に出会う時間、確率も低くなると思うのですが、同時に、天王小学校だと大雨などが降った時など危険だと感じたことがあります。

話は変わりますが、遠い子どもたち、田んぼが近くにある子どもたちの通学路も考え直さないといけない時期が来ているのかと思います。

やはり、ボランティアの方に登下校とか見守っていただければ、一番なのかと思います。

(会長)

災害も含めていろいろな心配があるけれども、まず、地域の人たちの力がもっと必要ではないかという点と、この案については、距離とか時間とかを考えると、これがひとつ妥当ではないかというご意見であるとお伺いしました。よろしいでしょうか。

(委員)

とりわけ、国道151号をまたぐ、先ほどの横断歩道や信号交差点の所には、もし可能であれば交通指導隊の方であるとか、地域のボランティアの方が、毎朝、立っていただけると、交通量は、朝も多いですので、子どもたちも保護者もすごく安心されるのではないかと思います。

(会長)

お金の面、物でそういった対策を立てるよりも、まずは、人がそういったかたちで動いてくれる方が、親御さんたち、子どもたちも安心するのではないかと思います。

(会長)

いろいろな意見が出たと思いますけども、次に移ってよろしいでしょうか。もしありましたら、戻っても結構です。

3点目については、制度に関することです。これは、地域の要請ということもありますし、制度上のこともあるので、許可申請をいちいち出さないと、通学区域を変更することはできないという制度上のしほりがある、そのことを考えてもやはり、最初から通学区域を変更しておいた方がよいのではないかと。そういうことではないかと思います。

だったら、もともとの制度を変えればいいのではないかとという意見が出るかもしれませんが、もともとの大きな制度がある中でのことです。もし、これについてもご意見がありましたら、お受けいたします。

(委員)

1件、質問をさせていただきます。

もし、逆に変更になって、牛久保小学校の校区となった場合、天王小学校に通学したいという家庭があった場合、特例の地域としての対応なのか、豊川市就学指定校変更事務取扱要綱による扱いになるのでしょうか。

(事務局)

通学区域が変更になったと仮定し、お答えします。

基本的に、牛久保小学校区にお住まいになっている方については、牛久保小学校へ通学することになります。ただし、ご家庭の事情、例えば、児童が帰宅した時、自宅にどなたもいないということで、祖父母がいる正岡の方に帰るということであれば、豊川市就学指定校変更事務取扱要綱による手続により天王小学校へ通うということはあるかと思えます。しかし、それは、個別的な事案を確認

しながらということになります。

基本は、通学区域が牛久保小学校であれば、牛久保小学校となります。

(会長)

そういうことではなく、変更が認められた後に、その中で天王小学校への通学を申し出たときに、手続きとしてどのようになるのかということだと思います。その手続きは、指定校変更手続きを踏むのかということですよ。

(委員)

そうです。

(事務局)

天王小学校へ通学するとなる場合は、この豊川市就学指定校変更事務取扱要綱による手続きを踏むということになります。ただ、申請については、どの項目に該当するのかを審査をさせていただくこととなります。

(委員)

前回もお話をしましたが、夏の時点で広告が出ています。その時点の広告を見て、すごく詳しい方で、ここは天王小学校区だから購入しようかと思っている方もいると思います。その広告を見て購入しようかと思った方が、実際、購入した時点では牛久保小学校区に変わりましたとなった時、どうなるのかということをお心配しました。

(事務局)

審議会で見直しを可とする答申をし、豊川市教育委員会にて変更が認められた段階で、牛久保小学校区へ変更となるということです。

(委員)

分かりました。

(会長)

さまざまなご家庭があると思いますので、そういうことにも一応、審議会では心配をしたということで、記録をしておいてください。

(会長)

それでは、まとめの方向に行ってもよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

松平委員は、前回、ご欠席でしたが、ご理解いただけましたでしょうか。

(委員)

はい。わかりました。

(会長)

それでは、まとめということで行きますと、そこに書いてあるように変更を可とする方向で意見がまとまりつつあるというか、今日、意見をうかがっても、特に反対ということで見直してはどうかということもなかったと思われまので、牛久保4区から提出された要望については、通学区域を変更するというご意見にまとまったという方向でよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、異議なしという声も上がりましたので、これについて、前回、ある程度の方向性が出ていましたので、答申案をこちらの方で用意しました。この案について、今から、検討に移りたいと思います。

事務局に配布をお願いしたいと思います。

(事務局)

1点、会長にお願いがございます。通学区域について、変更の方向で可となりましたが、どこまで変更をするのかということをお委員の皆さんにお諮りいただきたいと思ひます。

(会長)

どこまでということになりますと、地図に基づいてということになりますでしょうか。

(事務局)

事務局として案を2つほど用意していますので、それをもとに皆さんにご議論いただければと思ひます。いかがでしょうか。

(会長)

分かりました。それでは、事務局の説明を聞いて、まとめることができればまとめたいと思いますし、ご意見があれば出していただくこととします。

配布をお願いします。

【学校教育課課長補佐 資料2-1・2案、資料4を説明】

(会長)

ありがとうございました。

今の口頭での説明で皆さん、理解できましたでしょうか。私としては、ちょっとわかりにくかったですが、要は、最終的に意見として伺いたい、まとめたいのは、資料2-1案なのか資料2-2案なのかということでしょうか。

(事務局)

事務局としては、どちらかご検討いただければと思います。

(会長)

それでは伺いますが、資料2-1案と資料2-2案の違いというのは、端的に言うと何で、どうしてそのような違いが出てくるのでしょうか。お聞かせください。

(事務局)

まず、資料2-1案ですが、これにつきましては、住宅が開発されている地域までを境としました。続いて、資料2-2案でございますが、これにつきましては、境を善光寺川までとさせていただいております。違いにつきましては、その部分となります。

資料2-2案につきましては、正岡町西深田314番地などが宅地であったりしていますので、将来的な住宅などの可能性も捨てきれないということから、川のところまで通学区域の境をもっていったらどうかということになります。

また、善光寺川が流れていますので、そこから北側が牛久保小学校区、南が天王小学校区というように地形上でもわかりやすいのではないかと考えております。

地元の町内会の付き合いにしても、聞くところによりますと善光寺川での境があるとお伺いしておりますので、資料2-2案を考えさせていただきました。

(会長)

ありがとうございました。

では、資料2-1案と資料2-2案ということで、ご意見がありましたらお願いいたします。

(委員)

確認ですが、資料2-2案ですが、図の中に赤字で正岡町と書いてある正岡町西深田314番地のところと正岡町西深田316番地の16とかは、ともに宅地という地目でしょうか。

縄手越と書いてあるところも宅地でしょうか。先ほど、田と訂正をしたところでしょうか。

資料2-2案の縄手越と書かれているところは、宅地ではなく、田でしょうか。そこあたりがよくわかりません。

(事務局)

再度、ご説明をいたします。2つ目のご質問ですが、資料2-2案の図面でいきますと、正岡町縄手越118と書かれているところだけが、地目が田となっております。

あと、正岡町縄手越117番地ですとか、正岡町縄手越119番地の1・2につきましては、宅地となっております。

(委員)

ともにすべて牛久保校の通学区域でしょうか。

(事務局)

そちらの方は、牛久保小学校の通学区域となっております。

最初の質問であります。正岡町西深田314番地とか、正岡町西深田361番地の16についての説明ですが、資料3に地目を表記したものがありますので、そちらをご覧ください。

今、お話のありました件について、資料3でいきますと、正岡町西深田314番地につきましては、宅地という地目になっています。川の近くの正岡町西深田361番地の12につきましても、宅地という地目です。

ただ、小さな土地ですが、正岡町西深田361番地の13、川沿いのところにある小さな土地ですが、これは溝渠、溝という地目となっております。

以上が、現地の状況です。

(委員)

ありがとうございました。

あと、現状について質問をさせていただきます。先ほどの資料2-2案の図面でいくと、西深田、天王小学校の校区となりますが、線を引き直したところのさらに南側は、現状で天王小学校区ですが、現に西深田のところから天王小学校へ通学している子どもたちは、いるのでしょうか。

(委員)

ここよりも、もう少し放水路側のところから通学している子どもはいます。

(委員)

この地図にない、もっと南側ということでしょうか。

(委員)

はい。

(委員)

その子が、天王小学校から一番、遠いところから通学している子どもなのでしょうか。

(委員)

放水路の向こう側から通学している子どももおります。下条橋のところから通学している子もいます。

(会長)

では、大きくこの2つの案が出ておりますが、今の説明では、事務局としては資料2-2案の方を推したいと受け取りましたけれども。つまり、現状で行けば資料2-1案でよいわけだけでも、今後のことを考えて、そこに家がまた建つ可能性もあるので、善光寺川に沿っていく方が、今後、このような審議会を開くことになりかねないので、いいのではないかと。

さらに、縄手越とのつながりもスムーズに行くのではないかとということで、事務局としては資料2-2案の方を進めたいというご意見だと思っております。

(委員)

第2案の方で、土手の部分、Rをあえて外した線引きで、実態は関係ないと思

いますが、何か意図はありますか。

(事務局)

仮に通学区域が変更となった場合、規則を改正する必要があります。その中で地番を表示する場面があります。そこにはRが書けませんので、現時点では地番のあるところで線引きをしました。それが理由です。

ご発言にありましたように実際は、Rの部分も現状としては通学区域の中に含まれ、川のところで線が区切られているようになると思います。

(会長)

従来の線引きのところと、新たな2案のところの線引きに少し差があるのはどうですかといったご指摘でした。これについては、川沿いギリギリのところまで線引きをしていた。現状は、道路のところまでが現実の線引きだけれども、そうすると、従来のものと新たな線引きの間に誤差が出るということだと思いません。

(事務局)

補足をいたします。善光寺川のところがギザギザになっているところが疑問であるかと思えます。朝日土木興業さんの南側が、緑色のシマシマのところはRと思われまます。これにつきましては、牛久保町と正岡町の境が川のところまで来ておりますので、通学区域は町の境を示す赤い線のところまで引かれます。

西深田側でいきますと、町の境の線では区切ることができません。そのため、地番を指定して、通学区域を区切るとなると、正岡町西深田361番地の12までが通学区域の範囲とするしかないと思います。

(委員)

正岡町西深田314番地の土地を所有している方が、もし正岡町の方で、宅地となっているところに家を建てようと考えていれば、天王小学校の校区をイメージして建てると思えます。以前、正岡町西深田314番地の所は、善光寺橋の工事をしており、今は撤去されていますが、仮設の橋が架かっていたところです。ここの所も宅地開発がゆくゆくに進んでいるのであれば、今回と同じようなことが起こりますので、それなら、資料2-2案と思っています。

所有している方にそのあたりの意図がひょっとしてあった場合、変更を可となったため天王小学校に行けなくなったといわれると困りますので、そのあたりでわかることを教えてください。

(事務局)

土地については、調査をしていますが、所有者のご意向については、確認をしていません。

(会長)

手続き上のことでいけば、資料2-2案の方がゆくゆくはいいであろうと思いつつも、今のようなことがもし起きた時には、かえっていろいろな問題が生じてしまうということがあるのではないかというご指摘だったと思います。

良かれと思って拡大的な案を出したために、かえって所有者がその事情を知らなくて天王小学校側の宅地に家を建てて、(天王小学校に)通学させようと思っていたら、ここは牛久保小学校の通学区域になっている、ここは天王小学校の通学区域ではないかという、そこら辺のことが周知されていない状態でいいのだろうかというご意見でした。

(会長)

それぞれの立場で考えていくと、判断に迷うケースが出てくるのですが、審議会としての判断、現時点でどちらの案がいいのか、別案としてあるならどうであろうか、その狭い選択の中で判断するということにならざるを得ない。

これは、採決をするということになるのでしょうか。そうせざるを得ないのでしょうか。これが決まらないと、答申案の中の細かい項目が決まらなくなってしまいます。

(事務局)

そうですね。この線引きをどこまでにするのか、というところまで決めていただきたいと思います。

採決などでお願いをしたいと考えます。

(会長)

事情は、それぞれ承知されたと判断をします。採決に移ってよろしいでしょうか。

(委員)

もう一つだけ、お伺いしてよろしいでしょうか。

資料2-2案の図面を見たとき、西深田の10区画の北側にある正岡町西深田311番地について、これも地目は宅地で、もしかして先ほどの意見のようなことが起きうる場所なのではないでしょうか。

(事務局)

正岡町西深田311番地について、登記上、地目としては雑種地となっております。

(委員)

家が建つことはないのでしょうか。建てることは無理なのでしょうか。

(事務局)

家を建てることのできるかどうかの答えを、私たちが持っておりません。現状として、地目が雑種地というところまでしか確認できておりません。

(委員)

孫などに土地を分けてやり、そこに家を建てさせるという夢をお持ちである方が、先ほどのような状況になって、「通学区域は牛久保小学校なの。」「ちょっと待ってよ。」なんて、知らない間になっていたというようなことが起こっても心配である。

(会長)

採決を採るということでしたけども、そうすると1が資料2-1案、2が資料2-2案、3番としては、内容をある程度決めて、天王小学校区の宅地に対しての何らかのもう少しはっきりしたこと、地主の意向などをはっきりさせないと決めることができないのではないかと判断です。あるいは、別案、もう少しいい案というものも加えて、決めたいと思います。

(委員)

先ほども話題にした変更の許可申請の時に、ここの地域は、このようないきさつがあった地域だからということで、一応、許可申請は出すことになっても、わりと緩く、お認めいただけるようなかたちがあれば、相談があった時には、このところは大丈夫ですよというようなことが言えるといいと思います。

「もう牛久保小学校区だから天王小学校へ通学することはできません。」「そのような理由ではだめです。」と言われてしまうと、ゆくゆくは嫌だという気持ちが残ります。

(会長)

通学区域の項目は、今後、変わるわけですね。そこには、どこどこまでと、

はっきり明記してしまうので、そのところがここも入ってしまうということですよ。資料2-2案で行くと。

その地主や家を建てた人が、天王小学校の通学区域だと思っていたと言った時に、それは緩くはならないと思います。気持ちとしては、今のところはそうだと分かりますが、時がたてば、これはこれで確定です。

(委員)

逆に言えば、正岡町西深田311番地と正岡町西深田314番地のところには、変更したらしっかりと告知をして、天王小学校区であるという思いをないようにした方がよいと思います。

(会長)

今のようなことも入れれば、資料2-2案も可ということだと思います。

(委員)

正岡町西深田311番地、正岡町西深田314番地に家が建った時は、町内会的には問題なく牛久保でしょうか。

(委員)

そうです。

(委員)

だったら、自分は資料2-2案にしておいて、通学区域にかかわった時の申請というのがスムーズのような気がします。

(委員)

私も資料2-2案が現状にも合っているし、子どものためにもいいと思います。

(会長)

それでは、ご意見もある程度、まとまりつつあるのかなあとと思います。

1案、2案、3案というか、もう少し議論を尽くせという3番目の意見も入れ、挙手で決めたいと思います。

【採決 1案＝0人、2案＝9人、3案＝0人、棄権＝1人】

(委員)

棄権とします。(1人)

(会長)

大多数が、資料2-2案を支持ということになりましたので、通学区域の変更を可とする。その可の内容についても、このよう(資料2-2案)に意見がまとまりました。

それでは、答申案の方に移ってよろしいでしょうか。事務局、案の配布をお願いします。

(2) 豊川市教育委員会への答申(案)について

【事務局が会長の答申案を配布】

【会長が答申案の内容を読み上げる。】

委員の審議については、次のとおり。

(会長)

このようなかたちで変更するということになりましたが、この点について、事務局からの説明はありますでしょうか。

また、正岡町西深田361番地の枝番が通番となっていない点については、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料3を使わせていただき、細かい地番の表示がございますので、確認をさせていただきます。

先ほどの審議の中では、善光寺川の所までということでした。

林会長がご用意いただいた答申案についても、そこまでとなっており、一致しておりますので、この答申案の内容で確認をさせていただきたいと思えます。

答申案の下の表、地番が書かれているところと資料3を並行して見ていただけたらと思えます。

北側のところに位置している正岡町西深田 3 1 1 番地が、項番の 1 です。現在、住宅開発地域となっているところが、正岡町西深田 3 1 2 番地の 1 から正岡町西深田 3 1 2 番地の 1 1 までとなります。このうち 1 0 区画分は、資料 3 でいきますと、長方形で示されているところとなります。その間を通っている正岡町西深田 3 1 2 番地の 4 につきましては、この地域の道路となります。

続きまして、項番 3・正岡町西深田 3 1 4 番地は、先ほどお話のありました住宅開発地域と善光寺川の間にある土地となります。

あと、細かな部分です。項番 4 にある正岡町西深田 3 6 1 番地の 7 他、9 つの土地です。これにつきましては、資料 3 でいきますと、天王小学校の通学区域を示した赤い線の内側にある細かな土地となります。全部は明記していませんが、溝渠(こうきょ)であったり、宅地であったり、用悪水路であったりという状況です。

答申案の前半部分に戻りますが、下記のところで本審議会でご審議いただいたことを明記していただきたいというのが事務局の希望です。

(会長)

ありがとうございました。

これをひとつのたたき台として、ご意見を伺いたいと思います。

(委員)

この番地、区域で異論はないのですが、図面の中の正岡町西深田 3 6 1 番地の 1 4 とか、正岡町西深田 3 6 1 番地の 2 0 だとか、非常に小さな土地がありますが、所有者がいて、番地がついているということだと思いますが、実際に広さはどのくらいなのでしょう。宅地であっても、家が建つ可能性はないかと思いますが。あと、どうしてこんなに細かく区切られているのかと、小さい土地がどれくらいの広さなのかをお聞きしたいです。

(事務局)

今のご質問でございますが、小さな土地につきましては、それぞれ登記をされており、地目や所有者が登録をされており、この細かい所ですが、多くが溝渠、溝みたいなところであるとか、用悪水路であるというのが現状です。現地を見ていただきますと、なかなか区分はわかりにくくて、実際に住宅を開発されているところかなあというのが目視での状況です。

小さな土地の面積などですが、例えば正岡町西深田 3 6 1 番地の 1 6 は、資料の 3 に宅地と書かれていますが、この細長い土地については、面積が 1 6 . 5 4 平米となっております。法人が所有者となり、登記をされています。

(委員)

こちら側が昔、田んぼとかで、水を取ったりしたところを、登記上、残しておいて、大切にされている土地なのかなあと思いつつ、実際には小さな土地だなあと思います。

(会長)

それでは、この答申案につきまして、採決をしたいと思えますけれどもよろしいでしょうか。

(会長)

特に修正するというご意見がありませんでしたので、この原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

【採決 賛成＝9、棄権＝1】

(会長)

ありがとうございました。

大多数が、賛成ということですので、これで(案)を取っていただいて、これを本審議会の答申といたしたいと思えます。

(会長)

これで、私の会長としての役割は、終わったということになります。

ひとつのことを決めるには、なかなかいろいろな立場、今後のことを考えていくと、いろいろなことが可能性としてあって、ひとつのことがいろいろなかたちで影響してくるなあと思えます。

特に、子どもたちはそうことは知らないで、それぞれ学校に通うわけですので、特に交通安全の面につきましては、防犯もそうですが、そういうことについて、大人たち、地域の人たちがよりこのことについてフォローする必要がある、それをできるだけ遅れずに、対策を練って、立ててほしいと思えます。

どうもありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しします。

(3) その他

部長お礼のことば

事務局からの事務連絡